

公 示 公 告

平成24年8月21日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

- 1 件名 検察審査会ハンドブックの製造
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件名：検察審査会ハンドブックの製造

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、検察審査会ハンドブックの製造（以下「本件業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について守秘義務を負い、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名 検察審査会ハンドブックの製造

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成24年9月11日（火）午後5時（必着）

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

3 参加者は、次の事項を正確かつ鮮明に見積書に記載し、社名・代表者の印章を押印の上、見積書を上記2(3)イのとおり提出してください。

(1) 件名

(2) 見積金額（消費税及び地方消費税を除いた金額を記載する。）

4 見積書は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。

(1) 3の記載要件に不備があるとき。

(2) 見積書提出期限（2(3)ア）を徒過したとき。

(3) 見積書記載金額が訂正されているとき。

(4) 同一の者が2通以上見積書を提出したとき。

5 受注者は、見積書記載金額が、裁判所が定めた予定価格の105分の100以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

6 注意事項

(1) 一度受理された見積書は、差替え又は訂正することができません。

(2) 見積書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

7 同額の見積りがあった場合

(1) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

仕 様 書

品名 冊子「検察審査会ハンドブック」

1	規 格	A 5 判
2	数 量	1 4 , 1 0 0 冊
3	原 稿	紙原稿及びデータ支給（文字データはWord形式，図表データはExcel形式，画像データはJ P G形式）
4	組 版	D T P 作業を基本とし，表紙，本文の割付及び書体の指示等は，見本及び印刷原稿によるほか最高裁判所の指示を受けるものとする。
5	印 刷	オフセット両面刷り
6	加 工	A 5 版並製無線綴じ
7	校 正	受注者の持参原稿とする。また校正回数は3校を基準とする。但し，本印刷物の目的に達しない場合には，受注者は再校正を行うものとする。最終校の校了後は，その校正紙に従い印刷を行うこと。
8	用 紙	表紙は色上質紙A版最厚口，本文は再生上質紙A版35kgとする。その他，本件については，いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。
9	納 品	(1) 納 期 平成24年11月21日 (2) 納入場所 最高裁判所及び最高裁判所が別途指定する場所
10	そ の 他	(1) 受注者は，本件印刷及び製本等作業について，この仕様書に定める事項を遵守し，製造及び納品すること。 (2) 原稿作成及び校正等のスケジュールについては，最高裁判所と調整の上，速やかに工程表を作成，提出し，その遵守につとめること。 (3) 入稿から校了に至るまでの修正に関し，原稿の差替え，追加及び修正等の作業については，速やかに対応すること。また，各段階の校正原稿を最高裁判所に提出する際には，受注者は必ず内校正作業を実施し，誤字，脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。 (4) 校了した原稿の電子データは，C D - R 等により最高裁判所に提出すること。データの形式は，受注者と最高裁判所との協議によるものとする。 (5) 本件印刷物の著作権は，すべて最高裁判所に帰属するものとする。 (6) 本仕様書に記載されていない事項については，すべて最高裁判所の指示に従うこと。 (7) 前各号について，疑義が生じた場合は最高裁判所の指示を受けるものとする。